**令和４年１０月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検  結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | （１）指定療養介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定療養介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定療養介護を提供しているか。 | 法第43条  平18厚令171  第3条第1項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 | →個別支援計画は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定療養介護の提供に努めているか。 | 平18厚令171  第3条第2項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 | →身体拘束の禁止は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平18厚令171  第3条第3項 | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類 | 虐待研修実施  　　　　　　 有・無  →一般研修は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行っているか。  ◎障害者総合支援法施行規則第2条の2  法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。  ◎障害者総合支援法施行規則第2条の3  法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。 | 平18厚令171  第49条  平18厚令19  第2条の2 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 第２　人員に関する基準  １　指定療養介護事業所の従業者の員数  （１）医師 | 指定療養介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。  　健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上となっているか。 | 法第43条第1項  平18厚令171  第50条  平18厚令171  第50条第1項第1号 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 医師氏名  勤務状況 | 適  否  該当なし |
| （２）看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者） | 指定療養介護の単位（指定療養介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上となっているか。  ◎解釈通知第４の１  (2)看護職員(基準第50条第1項第2号)  指定療養介護事業所において置くべき看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）の員数については、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上とする。当該看護職員の員数は、原則として、療養介護を行う病棟において、障害者入院基本料等の診療報酬を算定する上で必要とされる看護職員の員数（当該病棟において、療養介護の対象とならない入院患者がいる場合には、当該入院患者を除き必要とされる看護職員の員数以上とする。）とするが、診療報酬の算定対象となる看護職員の員数では、同号の規定を満たすことができない場合には、診療報酬の算定対象とはならない看護職員を充てることにより、当該規定を満たしていれば足りること。  ◎解釈通知第４の１  (5)指定療養介護の単位(基準第50条第3項)  ①サービス提供の単位（基準第50 条第３項）  指定療養介護の単位とは、１日を通じて、同時に、一体的に提供される指定療養介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の指定療養介護の単位を設置することができる。  ア 指定療養介護が階を隔てるなど、同時に、２つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。  イ 指定療養介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。  ウ 指定療養介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。 | 平18厚令171  第50条第1項第2号  平18厚令171  第50条第3項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | ①前年度平均利用者者数  ②平均障害支援区分 | 適  否  該当なし |
| （３）生活支援員 | 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上いるか。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。  　また、1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第４の１  (5)指定療養介護の単位(基準第50条第3項)  ②サービス提供単位ごとの従業者の配置(基準第50条第4項)  指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者を確保するとは、指定療養介護の単位ごとに生活支援員について、当該指定療養介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである（例えば専従する生活支援員の場合、その員数は１人となるが提供時間帯の２分の１ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては２人が必要となる）。 | 平18厚令171  第50条第1項第3号  平18厚令171  第50条第5項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  | 適  否  該当なし |
| （４）サービス管理責任者 | 指定療養介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が60以下　1以上  　②　利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　また、1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第４の１  （４）サービス管理責任者（基準第50 条第１項第４号）  サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定療養介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等を行う者であり、指定療養介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。 | 平18厚令171  第50条第1項第4号  平18厚令171  第50条第6項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | サービス管理責任者名  勤務形態  常勤  非常勤 | 適  否  該当なし |
| （５）利用者数の算定 | (2）から(4)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。  ◎解釈通知第４の１  (5)指定療養介護の単位(基準第50条第3項)  ③常勤の従業員の配置(基準第50条第5項)  同一事業所で複数の指定療養介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者を除く。）が必要となるものである。 | 平18厚令171  第50条第2項 | 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
| （６）職務の専従 | (3)及び(4)に規定する指定療養介護事業所の従業者は､専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。  ◎解釈通知第４の１  (6)サービス管理責任者と他の職務との兼務について(基準第50条第6項)  指定療養介護事業所の従業者（医師及び看護職員を除く。）は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。  ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定療養介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものとする。  また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者60 人までの療養介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定療養介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  （例）利用者の数が20 人の指定療養介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10 人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合 | 平18厚令171  第50条第4項 | 生活支援員及びサービス管理責任者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） |  | 適  否  該当なし |
|  | ◎平18厚令171第50条第7項  　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。)第五十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  ◎平18厚令171第50条第8項  　指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  ◎解釈通知第４の１  (5)指定療養介護の単位(基準第50条第3項)  ④従業者の員数に関する特例（基準第50 条第７項及び第８項）  18歳以上の障害児入所施設入所者が、平成24 年４月１日以降も引き続き必要なサービスを受けることができるよう、療養介護の指定に当たっての特例として、指定療養介護事業者が、指定医療型障害児入所施設の指定を受け、指定療養介護と指定入所支援（児童福祉法第24条の２第１項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第52 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、療養介護の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができるものである。  また、児童福祉法による指定発達支援医療機関についても、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、療養介護の人員に関する基準をみたしているものとみなすことができるものである。 |  |  |  |  |
| （７）管理者 | 指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  ◎解釈通知第４の１  (7)管理者（基準第51 条）  ①管理者の専従  指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。  ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合  ②管理者の資格要件  指定療養介護事業所は病院であることから、指定療養介護事業所の管理者は医師でなければならない。 | 平18厚令171  第51条 | 管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業者の資格証  勤務体制一覧表 | 氏名：  兼務内容 | 適  否  該当なし |
| 第３　設備に関する基準  １　設備 | （１）医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。  （２）(１)に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものとなっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 法第43条  第2項  平18厚令171  第52条第1項  平18厚令171  第52条第2項 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 | 指定内容と変更ないか  玄関、入口、通路等が整理整頓され、通行時の安全に問題はないか。 | 適  否  該当なし |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続きの説明及び同意  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定療養介護事業者は、支給決定障害者等が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  (1)内容及び手続の説明及び同意（基準第９条）  指定療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定療養介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 | 法第43条第2項  平18厚令171  第76条  準用（第9条第1項） | 重要事項説明書  利用契約書 | 最新の重要事項説明書の確認  実際使用されている物について確認  重要事項記載事項  運営規程の概要  従業者の勤務体制  事故発生時の対応  苦情処理の体制  第三者評価の実施状況  内容が運営規程と整合しているか  ※送迎加算を算定する場合は重要事項説明書に記載が必要 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  (1)内容及び手続の説明及び同意（基準第９条）  　なお、利用者及び指定療養介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。  また、利用者との間で当該指定療養介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）第77 条第１項の規定に基づき、  ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容  ③当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④指定居宅介護の提供開始年月日  ⑤指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口  を記載した書面を交付すること。  なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 平18厚令171  第76条  準用（第9条  第2項） | 重要事項説明書  利用契約書  その他利用者に交付した書面 |  | 適  否  該当なし |
| ２　契約支給量の報告等 | （１）指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。  ◎解釈通知第４の３  (1)契約支給量の報告等（基準第53 条）  ①指定療養介護事業者は、入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定療養介護の日数を記載することとしたものである。 | 平18厚令171  第53条第1項 | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  ◎解釈通知第４の３  (1)契約支給量の報告等（基準第53 条）  ②基準第53 条第２項は、指定療養介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。 | 平18厚令171  第53条第2項 | 契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171  第53条第3項 | 受給者証の写し  契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
| ３　提供拒否の禁止  ＜居宅介護準用＞ | 指定療養介護事業者は、正当な理由がなく、指定療養  介護の提供を拒んでいないか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  (3)提供拒否の禁止（基準第11 条）  指定療養介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。  提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、  ①当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合  ④入院治療が必要な場合  である。 | 平18厚令171  第76条  準用（第11条） | 適宜必要と認める資料 | 提供拒否事例の有無  □有  □無  有の場合の理由 | 適  否  該当なし |
| ４　連絡調整に対する協力  ＜居宅介護準用＞ | 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  (4)連絡調整に対する協力（基準第12 条）  指定療養介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第12条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ５　受給資格の確認  ＜居宅介護準用＞ | 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  (6)受給資格の確認（基準第14 条）  指定療養介護の利用に係る介護給付費を受けることができるのは、支給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第14条） | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
| ６　介護給付費の支給の申請に係る援助  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  (7)介護給付費の支給の申請に係る援助（基準第15 条）  ①支給決定を受けていない利用者  基準第15条第１項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第15条第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  (7)介護給付費の支給の申請に係る援助（基準第15 条）  ②利用継続のための援助  同条第２項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第15条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ７　心身の状況等の把握  ＜居宅介護準用＞ | 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平18厚令171  第76条  準用（第16条） | アセスメント記録  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| ８　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第76条  準用（第17条第1項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第76条  準用（第17条  第2項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| ９　サービスの提供の記録 | （１）指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を、記録しているか。  ◎解釈通知第４の３  (2)サービスの提供の記録（基準第53 条の２）  ①基準第53条の２第１項は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際には、当該療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。 | 平18厚令171  第53条の2第1項 | サービス提供の記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けているか。  ◎解釈通知第４の３  (2)サービスの提供の記録（基準第53 条の２）  ②利用者の確認  基準第53条の２第２項は、同条第１項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第53条の2第2項 | サービス提供の記録 | 提供記録の利用者確認欄 | 適  否  該当なし |
| 10　指定療養介護事業者等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定療養介護事業者が、指定療養介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  （10）支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第20 条）  指定療養介護事業者は、基準第21条第１項から第３項に規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。  ①指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  ②利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 | 平18厚令171  第76条  準用（第20条  第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、11の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 | 平18厚令171  第76条  準用（第20条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 11　利用者負担額等の受領 | （１）指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。  ◎解釈通知第４の３  (3)利用者負担額等の受領（基準第54 条）  ①利用者負担額の受領等  指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の３の（11）の①、④及び⑤を参照されたい。なお、療養介護医療費についても同様である。  ◎解釈通知第３の３  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ①利用者負担額の受領  基準第21条第１項は、指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第29 条第３項第２号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の１割相当額の方が低い場合は、１割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。  なお、法第31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。  ④領収証の交付  同条第４項は、前３項の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。  ⑤利用者の事前の同意  同条第５項は、同条第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。 | 平18厚令171  第54条第1項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けているか。  ◎解釈通知第４の３  (3)利用者負担額等の受領（基準第54 条）  ②法定代理受領を行わない場合  基準第54 条第２項は、指定療養介護事業者が法第29条第４項に規定する法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際には、支給決定障害者から、当該指定療養介護につき、利用者負担額のほか介護給付費（療養介護医療費を含む。）の額の支払を受けるものとすることとしたものである。 | 平18厚令171  第54条第2項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　①　日用品費  　　②　①のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ◎解釈通知第４の３  ③その他受領が可能な費用の範囲  同条第３項は、指定療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、  ア 日用品費  イ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。  なお、イの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12月６日障発第1206002 号当職通知）によるものとする。 | 平18厚令171  第54条第3項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定療養介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  ◎解釈通知第４の３（上記同趣旨）  ◎解釈通知第３の３  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ④領収証の交付  同条第４項は、前３項の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。 | 平18厚令171  第54条第4項 | 領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定療養介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。  ◎解釈通知第４の３（上記同趣旨）  ◎解釈通知第３の３  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ⑤利用者の事前の同意  同条第５項は、同条第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。 | 平18厚令171  第54条第5項 | 重要事項説明書 |  | 適  否  該当なし |
| 12　利用者負担額に係る管理 | 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する平成18年厚生労働省告示第527号に定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額等合計額）を算定しているか。  　この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  ◎解釈通知第４の３  (4)利用者負担額等に係る管理（基準第55条）  指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額及び療養介護医療に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。 | 平18厚令171  第55条  平18厚告527 | 適宜必要と認める資料 | 上限管理事業所となってる事例  　件 | 適  否  該当なし |
| 13　介護給付費の額に係る通知等 | （１）指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しているか。 | 平18厚令171  第56条第1項 | 通知の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | 平18厚令171  第56条第2項 | サービス提供証明書の写し |  | 適  否  該当なし |
| 14　指定療養介護の取扱方針 | （１）指定療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 平18厚令171  第57条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  ◎解釈通知第４の３  (6)指定療養介護の取扱方針（基準第57条）  ①基準第57条第２項に規定する支援上必要な事項とは、指定療養介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。 | 平18厚令171  第57条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ◎解釈通知第４の３  (6)指定療養介護の取扱方針（基準第57条）  ②同条第３項は、指定療養介護事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第57条第3項 | 適宜必要と認める資料 | 第三者評価受診  有り  無し  　年　月　日 | 適  否  該当なし |
| 15　療養介護計画の作成等 | （１）指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（療養介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。 | 平18厚令171  第58条第1項 | 個別支援計画  サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | 未作成減算あり | 適  否  該当なし |
|  | （２）サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  ◎解釈通知第４の３  (7)療養介護計画の作成等（基準第58条）  ②サービス管理責任者の役割  サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順により療養介護計画に基づく支援を実施するものである。  ア 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めること  イ 当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること  ウ 利用者へ当該療養介護計画を交付すること  エ 当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の変更を行う必要があること。）を行うこと | 平18厚令171  第58条第2項 | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 平18厚令171  第58条第3項 | アセスメントを実施したことが分かる記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。  　　　この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 平18厚令171  第58条第4項 | 個別支援計画の原案  他サービスとの連携状況が分かる書類 | 提供サービス以外の位置付け | 適  否  該当なし |
|  | （５）サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めているか。 | 平18厚令171  第58条第5項 | サービス担当者会議の記録 | テレビ電話装置等の活用可 | 適  否  該当なし |
|  | （６）サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 平18厚令171  第58条第6項 | 個別支援計画 | 文書同意確認 | 適  否  該当なし |
|  | （７）サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しているか。 | 平18厚令171  第58条第7項 | 利用者に交付した記録  個別支援計画 |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行っているか。 | 平18厚令171  第58条第8項 | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録 | 見直しの考え方 | 適  否  該当なし |
|  | （９）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  ②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 平18厚令171  第58条第9項 | モニタリング記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （10）療養介護計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171  第58条第10項 | (2)から(7)に掲げる確認資料 |  | 適  否  該当なし |
| 16　サービス管理責任者の責務 | サービス管理責任者は、15に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。  　①利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  　③他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 平18厚令171  第59条 | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  サービス提供の記録  他の従業者に指導及び助言した記録 |  | 適  否  該当なし |
| 17　相談及び援助 | 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 平18厚令171  第60条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 18　機能訓練 | 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。  ◎解釈通知第４の３  （10）機能訓練（基準第61条）  基準第61条に規定する機能訓練は、作業療法士又は理学療法士等が行う機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分配慮しなければならない。 | 平18厚令171  第61条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 19　看護及び医学的管理の下における介護 | （１）看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。  ◎解釈通知第４の３  （11）看護及び医学的管理の下における介護（基準第62 条）  ①利用者への配慮  指定療養介護の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、療養介護計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。 | 平18厚令171  第62条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第４の３  （11）看護及び医学的管理の下における介護（基準第62条）  ②排せつの介護  排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。  また、利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。 | 平18厚令171第62条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | 平18厚令171  第62条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定療養介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。 | 平18厚令171  第62条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。 | 平18厚令171  第62条第5項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 20　その他のサービスの提供 | （１）指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。  ◎解釈通知第４の３  （12）その他のサービスの提供（基準第63 条）  ①レクリエーションの実施  指定療養介護事業所は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味や嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、野外活動や芸術鑑賞等のレクリエーション行事の実施に努めなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第63条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。  ◎解釈通知第４の３  （12）その他のサービスの提供（基準第63 条）  ②利用者の家族との連携  基準第63条第２項は、指定療養介護事業所は利用者の家族に対し、指定療養介護事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、利用者や家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族に配慮したものとするよう努めなければならない。 | 平18厚令171  第63条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 21　緊急時等の対応 | 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第４の３  （13）緊急時等の対応（基準第64 条）  指定療養介護事業所は、現に指定療養介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、その他の専門医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第64条 | 緊急時対応マニュアル  ケース記録  事故等の対応記録 |  | 適  否  該当なし |
| 22　支給決定障害者に関する市町村への通知 | 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  ②偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。  ◎解釈通知第４の３  （14）支給決定障害者に関する市町村への通知（基準第65条）  法第８条第１項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定療養介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第65条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 23　管理者の責務 | （１）指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | 平18厚令171  第66条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  ◎解釈通知第４の３  （15）管理者の責務（基準第66 条）  指定療養介護事業所の管理者の責務として、指定療養介護事業所の従業者の管理及び指定療養介護事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定療養介護事業所の従業者に基準第三章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 | 平18厚令171  第66条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 24　運営規程 | 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　利用定員  ④　指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ⑤　サービス利用に当たっての留意事項  ⑥　緊急時等における対応方法  ⑦　非常災害対策  ⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑨　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑩　その他運営に関する重要事項  ◎解釈通知第４の３  （16）運営規程（基準第67 条）  指定療養介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定療養介護の提供を確保するため、基準第67条第１号から第10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定療養介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  ①利用定員（第３号）  利用定員は、指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数と同数とすること。なお、複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  ②指定療養介護の内容及び支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額（第４号）  「指定療養介護の内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第54条第３項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。  ③サービスの利用に当たっての留意事項（第５号）  利用者が指定療養介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入院期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等）を指すものであること。  ④非常災害対策（第７号）  基準第70条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。  ⑤その他運営に関する重要事項（第10 号）  利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続及び苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。  ◎解釈通知第３の３  （20）運営規程（基準第31条）  ①従業者の職種、員数及び職務の内容（第２号）  従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第９条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。  　⑥虐待の防止のための措置に関する事項（第８号）  「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23 年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、  ア 虐待の防止に関する責任者の選定  イ 成年後見制度の利用支援  ウ 苦情解決体制の整備  エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）  オ 基準第40 条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること  等を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。 | 平18厚令171  第67条 | 運営規程 | 変更がある場合は変更届けが提出されているか（人員のみなら４月１日で可）  虐待別項目 | 適  否  該当なし |
| 25　勤務体制の確保等 | （１）指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  ◎解釈通知第４の３  （17）勤務体制の確保等（基準第68 条）  利用者に対する適切な指定療養介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。  ①基準第68条第１項は、指定療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定療養介護の単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 | 平18厚令171  第68条第1項 | 従業者の勤務表 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  ◎解釈通知第４の３  （17）勤務体制の確保等（基準第68 条）  ②同条第２項は、指定療養介護事業所は原則として、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 | 平18厚令171  第68条第2項 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | 委託  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ◎解釈通知第４の３  （17）勤務体制の確保等（基準第68 条）  ③同条第３項は、指定療養介護事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定療養介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。 | 平18厚令171  第68条第3項 | 研修計画、研修実施記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第４の３  （17）勤務体制の確保等（基準第68条）  ④同条第４項の規定は、基準第33条第４項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の1 の(22)を参照されたいこと。  ◎解釈通知第３の３  ④同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア 指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ 指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  イ 指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18厚令171  第68条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 25-2　業務継続計画の策定等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  （23）業務継続計画の策定等（基準第33条の２）  ①基準第33条の２は、指定療養介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定療養介護の提供を受けられるよう、指定療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の２に基づき指定療養介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。 | 平18厚令171  第76条  準用（第33条の2第1項） | 業務継続計画  有  無 | 令和６年３月３１日まで努力義務 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３  （23）業務継続計画の策定等（基準第33条の２）  ②業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携  ③従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ④訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171  第76条  準用（第33条の2第2項） | 年１回以上の研修  有  無  年１回以上の訓練  有  無 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | 平18厚令171  第76条  準用（第33条の2第3項） |  |  | 適  否  該当なし |
| 26　定員の遵守 | 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  ◎解釈通知第４の３  （18）定員の遵守（基準第69 条）  利用者に対する指定療養介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定療養介護事業所が定める利用定員（指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定療養介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。  ①１日当たりの利用者の数  ア 利用定員50人以下の指定療養介護事業所の場合１日当たりの利用者の数（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとの利用者の数。イ及び②において同じ。）が、利用定員（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとの利用定員。イ及び②において同じ。）に110％を乗じて得た数以下となっていること。  イ 利用定員51人以上の指定療養介護事業所の場合１日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105％を乗じて得た数に、55 を加えて得た数以下となっていること。  ②過去３月間の利用者の数  過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105％を乗じて得た数以下となっていること。 | 平18厚令171  第69条 | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 定員超過  有  無  定員超過減算あり | 適  否  該当なし |
| 27　非常災害対策 | （１）指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 平18厚令171  第70条第1項 | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）  運営規程  通報・連絡体制  消防用設備点検の記録 | 計画  有  無  医療機関への通報・連絡体制確認  従業者への周知状況 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ◎解釈通知第４の３  （19）非常災害対策（基準第70 条）  ①非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。  ②「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。  ③「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ④「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | 平18厚令171  第70条第2項 | 避難訓練の記録  消防署への届出 | 消防法施行規則第３条第10項  年２回以上の訓練実施 | 適  否  該当なし |
|  | （３）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  ◎解釈通知第４の３  （19）非常災害対策（基準第70 条）  ⑤基準第70 条第３項は、指定療養介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | 平18厚令171  第70条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 28　衛生管理等 | （１）指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 | 平18厚令171  第71条第1項 | 衛生管理に関する書類 | 食事提供を行う場合調理施設の衛生管理方法  食事提供体制加算 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じているか。  ①当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。  ◎解釈通知第４の３  （20）衛生管理等（基準第71条）  ①基準第71条は、指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。  ア 指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  ②基準第71条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのように  するかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。  エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171  第71条第2項 | 衛生管理に関する書類 | 令和６年３月３１日までは努力義務  おおむね３ヶ月に１回の感染対策委員会の開催  有  無  指針の整備  有  無  年間２回以上の研修  有  無  年間２回以上の訓練  有  無 | 適  否  該当なし |
| 29　掲示 | （１）指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 平18厚令171  第72条第1項 | 事業所の掲示物 | 苦情対応方法・利用料の掲示もあるか  ※利用料はH18. 9.29厚告545参照 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  ◎解釈通知第４の３  （21）掲示（基準第72 条）  基準第72 条の規定は、基準第35 条と基本的に同趣旨であるため、第の三の1 の(25)を参照されたい。  ◎解釈通知第３の３  （25）掲示(基準第35 条)  ①基準第35条第１項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  ア 指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | 平18厚令171  第72条第2項 | 事業所の掲示物 |  | 適  否  該当なし |
| 30　秘密保持等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定療養介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(27)  （27）秘密保持等（基準第36条）  ①基準第36条第１項は、指定療養介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 | 平18厚令171第76条  準用（第36条第1項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(27)  （27）秘密保持等（基準第36条）  ②同条第２項は、指定療養介護事業者に対して、過去に当該指定療養介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第36条第2項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、他の指定療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(27)  （27）秘密保持等（基準第36条）  ③同条第３項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定療養介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第36条第3項） | 個人情報同意書 |  | 適  否  該当なし |
| 31　情報の提供等  ＜居宅介護準用＞ | 指定療養介護事業者は、指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定療養介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平18厚令171  第76条  準用（第37条第1項） | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | 適  否  該当なし |
| 32　利益供与等の禁止  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(28)  （28）利益供与等の禁止（基準第38 条）  ①基準第38条第１項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定療養介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第38条第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(28)  （28）利益供与等の禁止（基準第38 条）  ②同条第２項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定療養介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第38条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 33　苦情解決 | （１）指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(29)  （29）苦情解決（基準第39条）  ①基準第39 条第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。 | 平18厚令171  第76条  準用（第39条第1項） | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 | 苦情対応マニュアル  有  無  重要事項説明書への記載  有  無  掲示  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(29)  （29）苦情解決（基準第39条）  ②同条第２項は、苦情に対し指定療養介護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定療養介護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。  また、指定居宅介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第39条第2項） | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル | 記録  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(29)  （29）苦情解決（基準第39条）  ③同条第３項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村が、指定居宅介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。 | 平18厚令171第76条  準用（第39条第3項） | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171第76条  準用（第39条第4項） | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第76条  準用（第39条第5項） | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）指定療養介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平18厚令171  第76条  準用（第39条第6項） | 都道府県等への報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）指定療養介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(29)  （29）苦情解決（基準第39条）  ④同条第７項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第39条  第7項） | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 34　事故発生時の対応  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(30)  （30）事故発生時の対応（基準第40 条）  利用者が安心して指定療養介護の提供を受けられるよう、指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  このほか、次の点に留意するものとする。  ①利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定療養介護事業者が定めておくことが望ましいこと。  また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ②指定療養介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  ③指定療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 | 平18厚令171  第76条  準用（第40条  第1項） | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | マニュアル  有  無  具体的な内容とされているか  従業者への周知  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平18厚令171  第76条  準用（第40条  第2項） | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 | 事例  有  無  記録  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 平18厚令171  第76条  準用（第40条第3項） | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | 賠償保険加入  有  無 | 適  否  該当なし |
| 35　身体拘束等の禁止 | （１）指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(26)  （26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ①基準第35条の２第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第76条  準用（第35条の2第1項） | 個別支援計画  身体拘束等に関する書類 | 拘束事例  有  無  有の場合記録  有  無  身体拘束廃止未実施減算あり（記録以外は令和５年４月１日から適用） | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 | 平18厚令171  第76条  準用（第35条の2第2項） | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(26)  （26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ②同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定療養介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。  ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。  ③同条同項第２号の指定療養介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え  　方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | 平18厚令171  第76条  準用（第35条の2第3項） |  | 令和４年３月３１日まで努力義務  少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催  有  無  指針の整備  有  無  年間１回以上の研修  有  無 | 適  否  該当なし |
| 35-2 虐待の防止 | 指定療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  ①当該指定療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ③前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ◎解釈通知第４の３(24)準用  ◎解釈通知第３の３(31)  (31) 虐待の防止（基準第40条の２）  ①同条第１号の虐待防止委員会の役割は、  ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定療養介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のような対応を想定している。  ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること  　。  キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること  　。  ②指定療養介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③同条第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定療養介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④同条第３号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 平18厚令171  第76条  準用（第40条の2） | 適宜必要と認める資料 | 虐待防止委員会を年１回以上開催  有  無  虐待防止担当者（責任者）  有  無  氏名  虐待防止のための指針  有  無  年１回以上の研修実施  有  無 | 適  否  該当なし |
| 36　地域との連携等 | 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 平18厚令171  第74条 | 適宜必要と認める資料 | 連携内容 | 適  否  該当なし |
| 37　記録の整備 | （１）指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | 平18厚令171  第75条第1項 | 職員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しているか。  ①　療養介護計画  ②　サービスの提供の記録  ③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  ④　身体拘束等の記録  ⑤　苦情の内容等の記録  ⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平18厚令171  第75条第2項 | 左記①から⑥までの書類 |  | 適  否  該当なし |
| 38　電磁的記録等  【共通】 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平18厚令171  第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 平18厚令171  第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第５　変更の届出等 | （１）指定療養介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定療養介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項  施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定療養介護事業者は、当該指定療養介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第2項  施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項 | （１）指定療養介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、十円を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし、その額が現に当該指定療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養介護に要した費用の額となっているか。） | 法第29条第3項  平18厚告523  の一  平18厚告539  法第29条第3項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により、指定療養介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平18厚告523の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　療養介護サービス費 | （１）平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1のイに規定する療養介護サービス費（Ⅰ）から（Ⅳ）までについては、次の①から④のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ①　区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。  ②　区分5以上に該当し、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者であること。  (一)　進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(以下「重症心身障害者」という。)であること。  (二)　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。  (三)　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。  (四)　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。  　　③　①及び②に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。  ④　平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第5条による改正前の児童福祉法（旧児童福祉法）第43条の4に規定する重症心身障害児施設)に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものであること。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ①療養介護の対象者について  療養介護については、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。  (一) 区分６に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  (二) 区分５以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者であること。  イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者  ロ 医療的ケアスコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号）第１の１の表（以下「スコア表」という。）の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者  ハ 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが８点以上の者  ニ 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが８点以上の者  (三) (一)及び(二)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者  (四) 旧重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第５条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の４に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第７条第６項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院した者（以下「旧重症心身障害児施設等入所者」と総称する。）であって、平成24年４月１日以降指定療養介護事業所を利用する(一)から(三)以外の者 | 平18厚告523  別表第5の1の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 支給決定の有無確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1のイに規定する療養介護サービス費（Ⅴ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第5の1の  注2  平18厚告556  の一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）療養介護サービス費（Ⅰ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であり、かつ、区分6に該当する者が利用者（(2)(8)(9)で定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、運営規程に定められている利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ②療養介護サービス費の区分について  療養介護サービス費の区分については、指定療養介護事業所ごと（サービス提供単位を複数設置する場合にあっては当該サービス提供単位ごと）の重度障害者割合及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号。以下「第551号告示」という。）に規定する人員基準に応じ算定する（療養介護サービス費(Ⅴ)を除く。）こととされており、具体的には、次のとおりであること。  (一) 療養介護サービス費(Ⅰ)  ア 区分６に該当する利用者が利用者の数の50％以上であること。  イ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を２で除して得た数以上であること。  ウ ①の(一) から(三)のいずれかに該当する者について算定すること。 | 平18厚告523  別表第5の1の注3  平18厚告551  一のイ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）療養介護サービス費（Ⅱ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上である、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ②療養介護サービス費の区分について  (二) 療養介護サービス費(Ⅱ)  常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を３で除して得た数以上であること。 | 平18厚告523  別表第5の1の注4  平18厚告551  一のロ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）療養介護サービス費（Ⅲ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ②療養介護サービス費の区分について  (三) 療養介護サービス費(Ⅲ)  常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を４で除して得た数以上であること。 | 平18厚告523  別表第5の1  の注5  平18厚告551  一のハ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）療養介護サービス費（Ⅳ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ②療養介護サービス費の区分について  (四) 療養介護サービス費(Ⅳ)  従業者の員数が利用者の数を４で除して得た数を満たすことができない特定旧法指定施設等について算定することとし、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者を６で除して得た数以上であること。 | 平18厚告523  別表第5の1の注6  平18厚告511 一のニ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）療養介護サービス費（Ⅴ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ②療養介護サービス費の区分について  (五) 療養介護サービス費(Ⅴ)  ア ①に該当しない特定旧法受給者等について算定すること。  イ 常勤換算方法により、従業者の員数が①に該当しない特定旧法受給者等を６で除して得た数以上であること。 | 平18厚告523  別表第5の1の注7  平18厚告551  一のホ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）経過的療養介護サービス費（Ⅰ）については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ②療養介護サービス費の区分について  (六) 経過的療養介護サービス費(Ⅰ)  ア ①に該当する者について算定すること。  イ 従業者の員数が利用者の数を２で除して得た数以上である指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第７項又は第８項の規定による指定療養介護事業所に限る。）について算定すること。 | 平18厚告523  別表第5の1の注8  平18厚告551  一のヘ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （９）療養介護サービス費又は経過的療養介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　利用者の数又は従業者の員数が次に該当する場合  ア　指定療養介護の利用者の数が、平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合  ◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の１  イ　指定療養介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。  厚生労働大臣が定める利用者の数の基準  　　指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。)の過去3月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合  (1)利用定員が50人以下の指定療養介護事業所  1日の利用者の数が、利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合  (2)利用定員が51人以上の指定療養介護事業所  1日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100の5を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合  厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合  100分の70 | 平18厚告523  別表第5の1の注9  平18厚告550  の一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 定員超過減算  別添の留意事項通知通則参照 | 適  否  該当なし |
|  | イ　指定療養介護事業所の従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号の一のロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合  ◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の１  ロ　指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第7項又は第8項の規定により同条第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所を除く。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。  厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準  指定障害福祉サービス基準の規定により、指定療養介護事業所に置くべき看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。  厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合  100分の70 | 平18厚告523  別表第5の1の注9  平18厚告550  の一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 人員欠如減算  別添の留意事項通知通則参照 | 適  否  該当なし |
|  | ②　指定療養介護の提供に当たって、療養介護計画が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70  イ　作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50 | 平18厚告523  別表第5の1の注9  平18厚告550  の一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 個別支援計画未作成減算  別添の留意事項通知通則参照 | 適  否  該当なし |
|  | （10）指定療養介護事業者は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。  ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。 | 平18厚告523  別表第5の1の  注10  平18厚令171  第76条準用（第35条の2） | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 身体拘束廃止未実施減算  別添の留意事項通知通則参照  身体拘束事例ありの場合  ◆記録  有  無  以下令和5年3月31日まで経過措置  ◇少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催  有  無  ◇指針の整備  有  無  ◇年間１回以上の研修  有  無 | 適  否  該当なし |
| ３　地域移行加算 | 入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、第2の1の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談指導を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算しているか。  （ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。）  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ③ 地域移行加算の取扱いについて  (一) 報酬告示第５の２に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が１月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中２回に限り加算を算定するものである。  また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後１回を限度として加算を算定するものである。  (二) 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。  (三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。  ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合  イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合  ウ 死亡退院の場合  (四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。  (五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。  ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助  ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助  エ 住宅改修に関する相談援助  オ 退院する者の介護等に関する相談援助  (六) 退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。 | 平18厚告523  別表第5の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ４　福祉専門職員配置等加算 | （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  (一)　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)  指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。  なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（(二)及び(三)において同じ。） | 平18厚告523  別表第5の3の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ・生活支援員の総数（常勤）  　人  ・うち社会福祉士等（常勤）  　人 | 適  否  該当なし |
|  | （２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しないか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  (二)　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)  指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。 | 平18厚告523  別表第5の3の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ・生活支援員の総数（常勤）  　人  ・うち社会福祉士等（常勤）  　人 | 適  否  該当なし |
|  | （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は算定していないか。  ①　生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  (三)　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)  次のいずれかに該当する場合であること。  ア　直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  イ　直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  なお、イ中「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所（旧法施設を含む。）、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。  また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  (四)　多機能型事業所等における本加算の取扱いについて  多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。  なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者（例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者）については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。 | 平18厚告523  別表第5の3の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ①関係  ・生活支援員の総数（常勤換算）  　人  ・うち生活支援員（常勤）  　人  ②関係  ・生活支援員（常勤）  　人  ・うち勤続年数３年以上  　人 | 適  否  該当なし |
| ５　人員配置体制加算 | （１）人員配置体制加算（Ⅰ）については、第6の2の（8）に適合する指定療養介護の単位であって、平成18年厚生労働省告示第551号の一のトの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ⑤ 人員配置体制加算の取扱いについて  (一) 報酬告示第５の４の人員配置体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)については、次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合  ア 人員配置体制加算(Ⅰ)  旧重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「旧重症心身障害児施設等」という。）から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。  (二) 人員配置体制加算については、利用者全員につき算定することとする。 | 平18厚告523  別表第5の4の注1  平18厚告551  の一のト | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）人員配置体制加算（Ⅱ）については、第6の2の（4）に適合する指定療養介護の単位であって、平成18年厚生労働省告示第551号の一のチの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たもの（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する者に対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ⑤ 人員配置体制加算の取扱いについて  イ 人員配置体制加算(Ⅱ)  旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、療養介護サービス費(Ⅱ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。 | 平18厚告523  別表第5の4の注2  平18厚告551  の一のチ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ６　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援）を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。  ①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合  ②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者（法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者）との連絡調整その他の相談援助を行った場合  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて  報酬告示第５の５の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。  (一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合  (二) 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等  ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助  なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。  また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記(二)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。 | 平18厚告523  別表第5の5の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ７　福祉・介護職員処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　２から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数  ◎厚生労働大臣が定める基準  十六の二　介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準  第二号の規定を準用する。  二　介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (２)　当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。  (３)　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (４)　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (５)　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。  (６)　当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。  (７)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (一)　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  (二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (三)　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  (四)　(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (五)　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  (六)　(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (８)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること　。  (２)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ⑦福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  報酬告示第５の６及び７の福祉・介護職員処遇改善加算及び福  祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（１）  ㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月25日付け障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。 | 平18厚告523  別表第5の6の注  平18厚告543の十六（同二準用） | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  （Ⅰ）  （Ⅱ）  （Ⅲ）  該当なし | 適  否  該当なし |
| ８　福祉介護職員等特定処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　２から5までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　２から5までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数  ◎厚生労働大臣が定める基準  17　介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (一)　経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。  (二)　当該指定療養介護事業所(介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。  (三)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。  (四)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。  (２)　当該指定療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  (３)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (４)　当該指定療養介護事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (５)　療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。  (６)　療養介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (７)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。  (８)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | 平18厚告523  別表第5の7の注  平18厚告543の十七 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  （Ⅰ）  （Ⅱ）  該当なし | 適  否  該当なし |
| ９　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、２から５までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎厚生労働大臣が定める基準　17の２  第３号の２の規定を準用する。  ◎厚生労働大臣が定める基準　３の２  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ロ　指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  ホ　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | 平18厚告523  別表第5の8の注  平18厚告543の17号の２ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  有り  無し | 適  否  該当なし |